



TITLE:

DIRECT INVESTMENT ON AGRI-BUSINESS IN THE CLMV
SUB-REGION: PREVENTING TRANSBOUNDARY NEGATIVE
IMPACTS AND ENSURING THE EXTRATERRITORIAL
OBLIGATIONS OF THE THAI STATE(Abstract_要旨)

AUTHOR(S):

JIRAWAT, SURIYASHOTICHYANGKUL

CITATION:

JIRAWAT, SURIYASHOTICHYANGKUL. DIRECT INVESTMENT ON AGRI-BUSINESS IN THE CLMV SUB-REGION:
PREVENTING TRANSBOUNDARY NEGATIVE IMPACTS AND ENSURING THE EXTRATERRITORIAL OBLIGATIONS OF THE
THAI STATE. 京都大学, 2023, 博士(経済学)

ISSUE DATE:

2023-05-23

URL:

<https://doi.org/10.14989/doctor.k24775>

RIGHT:

学位規則第9条第2項により要約公開

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	JIRAWAT SURIYASHOTICHYANGKUL
論文題目	DIRECT INVESTMENT ON AGRI-BUSINESS IN THE CLMV SUB-REGION: PREVENTING TRANSBOUNDARY NEGATIVE IMPACTS AND ENSURING THE EXTRATERRITORIAL OBLIGATIONS OF THE THAI STATE (CLMV 準地域におけるアグリビジネスへの直接投資: 国境を越えた悪 影響の防止とタイ国の域外義務の確保)		
(論文内容の要旨)			
<p>タイのアグリフードビジネス企業による周辺のCLMV諸国への対外直接投資の増大は、タイとCLMV諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)の双方に経済成長機会を与える一方で、数々の社会的・経済的・環境的な不公正をも引き起こしている。しかし、こうした対外直接投資に伴う人権侵害や環境破壊を含む諸問題に対処するための法制度は整備されていない。本論文は、タイ政府が国家主体としての人権等に関わる「管轄域外適用義務」を活用して、食料生産と対外投資のあり方を転換し、基本的人権に根ざした持続可能な農業食料システムを実現するために必要な政策理念や施策方針を提示することを企図して、具体的に以下の問いに答えようとするものである。1) タイ政府は農業をどのように認識しているのか; 2) タイ政府は対外投資を政策上どのように認識しているのか; 3) タイ政府は食料安全保障と食料への権利をどのように認識しているのか; 4) タイ政府は農と食をめぐる社会運動をどのように捉えているのか。</p> <p>第1章では、問題の背景と論文の目的および課題が示されている。タイのアグリフードビジネス企業によるCLMV諸国への対外直接投資をめぐる権力構造と政策動向を明らかにするため上記の研究課題に接近する上で、国際人権法と政治経済学における研究上のギャップを埋める必要があることが指摘されている。また、新型コロナ禍による渡航規制により現地調査を実施できなかったため、主に政策文書や既存研究等の二次資料にもとづく実態把握と政策提言を中心に論文を構成することになった経緯も説明されている。</p> <p>第2章では、タイの農業食料システムとそこでの権力関係がどのように形成され、具現化されてきたかを理解するために、農業政策をめぐる支配的な理念と農業農村開発の実践が6つの時代区分に沿って時系列的に考察され、タイ政府と大企業との間のパトロン・クライアント関係が強固に発展してきたことなどが明らかにされている。</p> <p>第3章では、対外直接投資(OFDI)の肯定的および否定的な影響に関わって、タイ企業および現地政府との関係性を通じたタイ政府の役割と責任、既存の対外政策や法的枠組み(の未整備)が考察されている。その中で、タイ政府は対外直接投資推進による競争力政策を重視する一方で、投資に伴うリスク防止についてはあまり考慮していないことが明らかにされている。</p> <p>第4章では、食料安全保障と食料への権利に関するタイ政府の姿勢が論じられてい</p>			

る。タイは主要な食料輸出国の一つであるが、同国の農業食料部門は輸出志向を強めるあまり、国内では栄養安全保障上の不安を高めている。タイの食料システムが誰によってどのように支配され、どのような結果をもたらしているのか、これらの結果が問題としてどのように診断され、それに対処するために誰によってどのような解決策や救済策が処方されているのか、タイ政府による相矛盾する二つの政策路線（「Kitchen to the World」と「Sufficiency Economy Philosophy」）の対比、ならびに①気候変動、②新型コロナ禍、③農業高齢化、④ロシア・ウクライナ情勢などによって引き起こされている食料安全保障上の問題に対するタイ政府の政策対応を事例に詳しく考察されている。

第5章では、農と食をめぐる市民的抵抗と社会運動およびそれらに対するタイ政府による対応の現状と課題が考察されている。食料生産に対する単次的で持続不可能な新自由主義的理解にもとづく主流の食料ガバナンスに挑戦するためには、農と食が有する多次的な価値にもとづく持続可能な農業食料システムへの転換をめざす新しい理念の創出と社会的実践の拡大が求められる。本章ではその可能性と現在の制約要因が明らかにされている。

第2～5章の考察を通じたタイ政府による政策と実践についての知見は、第6章で統合的に分析されている。食料生産に対する単次的で持続不可能な新自由主義的理解とそれに基づく政策・実践によって引き起こされる悪影響は、タイ国内だけでなく対外直接投資先のCLMV諸国でも起きている。タイ政府は対外直接投資に伴う社会的・生態学的リスクを管理し最小化する責任を有しているが、もし起こりうるリスクを回避する責任を果たせなければ、タイ政府の政治的・社会的な正統性は毀損することになる。逆に、リスクを管理し、農業食料システムにおける持続可能なパフォーマンスを保証することで、タイ政府は大きな正統性を確保することができる。そこで本章では、これらの諸問題に対するタイ政府の対応について、Hudson（2001）の「安全文化（safety culture）」モデルを適用してその成熟度を評価し、タイ政府が食の正義が制度化されるような持続可能な農業食料システムへの転換に向けてコミットするよう動機付けられるための潜在的要因が考察されている。

最後に、第7章は結論として、各章の考察結果を要約し、序章で設定した研究課題への答えと、残された課題ならびに今後の研究への示唆を与えている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、東南アジア大陸部の産業と金融のハブとして成長著しいタイの、依然として中核的産業の一つであり続けている農業食料部門を対象に、その継続的発展の要衝ともなっているCLMV諸国への対外直接投資に焦点を当て、そこで引き起こされている社会的・経済的・環境的な諸問題と、それに対するタイ政府の政策対応の現状と課題について、包括的かつ詳細に考察を加えた労作である。当初計画していた、タイ企業によるCLMV諸国への対外直接投資の実態把握に資する利害関係者や政策関係者へのインタビュー調査を、新型コロナウイルス禍による渡航制限により断念せざるを得なかったが、それを埋め合わせる必要から、政府資料やメディア資料、既存文献に依拠しながらも、詳細な政策分析に舵を切った経緯がある。

その成果は第1に、政策過程における権力構造を捉える政治経済学的アプローチと、基本的人権や環境などの普遍的価値をめぐる管轄域外での国家の責務を議論の俎上に乗せる国際人権法アプローチの、それぞれのギャップを埋めることによって学際的に研究課題に接近している点である。また、各章の考察を踏まえた総合的な分析(第6章)では、産業組織によるリスク管理の形態と成熟度を分析するための概念装置であるHudsonの「安全文化(safety culture)」モデルを適用してタイ政府による政策対応の成熟度を評価し、課題を析出しようとした点、さらに政治過程の動態を説明する上で、Habermasの「正統性の危機(the crisis of legitimacy)」概念やCallanderらの「政治の衰退(political decay)」概念をうまく組み合わせながら議論を補強している点で、創造的であると評価できる。

第2に、農業食料システムをめぐるタイ政府の政策や実践に埋め込まれた理念やイデオロギー、権力関係をあぶり出すために、①農業食料政策の展開過程、②農業食料部門におけるCLMV諸国への対外直接投資をめぐる政策動向、③食料安全保障と食への権利に関わる政策動向、④持続可能で社会正義に適う農業食料システムへの転換に向けた社会運動への政策的対応について、それぞれ詳細に考察を加えた2～5章、とくにCLMV諸国での対外直接投資とそれが引き起こす社会的・経済的・環境的諸問題に関する第3章と、政治的不安定が続くなかで活動を展開するNGOの諸事例を扱った第5章における実証的分析の価値は小さくない。

しかしながら、本論文にはいくつかの課題も残されている。第1に、本体部分の各章でそれぞれの研究課題に即した既存文献への目配りがされているとはいえ、本論文の研究課題を貫く理論枠組みや方法論に関わる文献レビューが十分になされているとは言えない。取りあげられた数少ない重要文献についても、公開審査では審査委員からの指摘に丁寧に回答できていたが、序章でもう少し丁寧にレビューしていれば、そのギャップと本論文の学術的貢献をより明瞭に示すことができたのではないか。

第2に、政治経済学アプローチの目的と強みは、政策の形成と執行の過程におけ

る利害関係アクターの間での権力関係を具に明らかにする点にあり、その際に、道具的・制度的・言説的な権力諸源泉の所在と行使に基づく諸アクター間の構造的で複雑な関係性の動態を把握しようとする点にある。本論文ではタイ政府と主要アグリビジネス企業との関係性（パトロン・クライアント関係）と、それらヘゲモニー主体とタイおよびCLMV諸国の農業生産者・農業労働者との関係性は析出されているものの、タイ政府の内部的な権力構造、中央政府と地方政府との関係性、産業内・産業間の利害関係などには踏み込めていない。そのため、農業食料システムと関連政策をめぐってヘゲモニーがどのように形成され行使されているのかが十分に明らかにされていないように思う。この弱点が克服されるなら、タイ政府の農業食料政策の展開過程が時系列的に分析されている第2章の考察にも、表面的な断絶性と深部での継続性（あるいは表面的な連続性と深部での断絶性）を重層的に捉えることによって、より深みを持たせることができるのではないか。

とはいえ、以上に挙げた諸課題は、将来に向けた著者の研究の発展方向を示唆したものであって、本論文が現時点において達成した学術的意義ならびに政策的含意をいささかも損なうものではない。よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、2023年3月27日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

要旨公表可能日： 年 月 日以降